

PTA 規則変更について

本年度、第 3 回総務委員会にて PTA 規則の見直しを行い、以下 2 つの章について、規則改正案が出ましたので、本 PTA 総会にて承認の可否を審議させていただきます。

・ # 1 第 7 条について

規則改正の目的・・・情勢に応じて、学級代表活動、及び委員会活動のあり方を検討・決定できるよう、「第 7 章 委員」の改正を以下の通り行う事を提案します。

| # | 引用箇所 | | 改訂前 | 改訂後 |
|---|---------------|----------------|---|--|
| 1 | 第 7 章 「委員」 | 第 13 条 学級代表 | 本会に、小学部及び中学部(1、2 年)において学級代表各 1 名をおく。 | ⇒ 変更なし |
| | | 第 14 条 | 学級代表は学級懇談会の司会をはじめとする各学級のまとめ役、PTA の諸活動の補佐及び(企画委員会、広報委員会、選考委員会、図書委員会、卒業対策委員会)の業務を分担する。 | 学級代表は必要に応じて各学級の担任と連携を取る。 PTA の諸活動の補佐及び(企画委員会、広報委員会、選考委員会、図書委員会、卒業対策委員会)の業務を分担する。 |
| | | 第 15 条 | 各委員会の業務は、次のとおりとする。 (1) 企画委員会 (2) 広報委員会 (3) 選考委員会 (4) 図書委員会 (5) 卒業対策委員会 | 各委員会の業務は、 原則 次のとおりとする。 (1) 企画委員会 (2) 広報委員会 (3) 選考委員会 (4) 図書委員会 (5) 卒業対策委員会 |

・ # 2 第 11 章 細則について

規則改正の目的・・・現状の選出方法も、新たな案「全体から選出する」方法も選択肢として加えることによって、選考の幅を広げ同学年の子を持つ保護者同士の立候補が可能となり、より自主的に PTA 活動に参加して頂ける体制づくりを目指している。その時代に合った、より良い選択ができるように変更を提案します。

| # | 引用箇所 | 改訂前 | 改訂後 |
|---|------------------------------------|--|--|
| 2 | 第 11 章 細則 役員選考 に関する 事項 | 1 役員の新規選出は、全会員小 1～中 1 の各学年から 1 名ずつ選出することとする。 学年ごとの立候補による選出を基本とし、選挙が必要な場合、選考委員会が選挙を行う。 | 役員の新規選出は、 全会員小 1～中 1 から選出することとする。 立候補による選出を基本とし、選挙が必要な場合、選考委員会が選挙を行う。 |
| | | 2 立候補による候補者が多数の場合は、協議の上決定する。 | ⇒ 変更なし |
| | | 3 立候補がない場合、選考委員会は、同委員会が精査した役員に就任可能な者の学年ごとの名簿（対象者名簿という。以下同じ。）を作成し、対象者名簿の中から 1 名の候補者を選出する。立候補により候補者が出た学年においても、役員補欠対象者を決める選挙を行う。 | 立候補がない場合、選考委員会は、同委員会が精査した 役員に就任可能な者の名簿を作成し、対象者名簿の中から候補者を選出する。立候補による候補者が出た場合でも、役員補欠対象者を決める選挙を行う。 |
| | | 4 選考委員会は、立候補者、選出された候補者と協議の上、各役職候補者を選出し、総会で信任投票を行い決定する。 選考終了後、対象者名簿は、選考委員長が保管する。 | ⇒ 変更なし |
| | | 5 役員に空席が生じた場合は、選考委員会で協議の上、補欠筆頭者から順次、文書で信任投票を行い決定する。 | ⇒ 変更なし |